第32回 法廷だより

7ヶ月ぶりの口頭弁論

2020年9月1日午後2時00分より札幌地裁で、第32回口頭弁論期日が開かれました。コロナウイルス対策の一環で空席を確保しなければならないため、傍聴者は18名余りでした。

今回の期日では、弁護団から、準備書面(42)から(44)までを提出しました。

準備書面(42)は、津波に関する主張を整理するものです。準備書面(43)では、被告準備書面(19)に対する認否をしつつ、原告の準備書面に対する認否とF-4、F-11断層に関する被告の主張の不明確な点を明確化するよう求釈明を行いました。また、菅澤弁護士においてプレゼンテーションを行い、敷地内断層に関する争点の整理をしました。準備書面(44)では、適合性審査の流れをまとめ、被告の主張が複数受け入れられていないことを指摘しました。

被告は、敷地内断層に関する準備書面(19)を提出しましたが、この書面については、規制委員会による適合性審査における最新の議論状況を反映した内容になっておらず、かつ、さらなる追加調査を前提とするものであるため、いたずらに審理を長期化させるものであるとして、原告において、時機に後れた攻撃防御方法である旨を指摘しています。

従前、裁判所からは、事実上、判決に向けて防潮堤、敷地内断層、海底活断層に争点を絞って主張立証を行うよう求められていましたが、今回、裁判所の構成が変更となり、その他の争点に関する主張の整理状況を今一度確認したいとの意向が示され、期日間に進行協議期日が設けられることになりました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、加藤浩道さんが行いました。幼少期の終戦直後の経験を踏まえ、豊かな生活を送ることを夢見たが、原発の危険性を感じつつもその安全性を信じていたところ、福島原発の事故を目の当たりにして大きな衝撃を受けた一方、これで脱原発の流れに向かうことになると思い、ある種の安心も感じていた。ところが、経済的な不合理性も明らかになっているにもかかわらず、泊原発は再稼働を目指しており、憤りを隠せない。これからも、自ら反原発に向けた取り組みを続けつつ、泊原発を廃炉とするとの判断を願うとの意見を述べました（意見陳述の内容は2ページ）。

弁護団の主張内容

準備書面(42)では、津波に関する主張を整理しつつ、被告自身が構造変更後の防潮堤の構造の詳細が未定であり、基準津波も確定していないことを認めていることから、生命、身体に対する具体的な危険が生じていることを指摘しました。

準備書面(43)では、被告準備書面(19)の主張内容が時機に後れた攻撃防御方法であることを指摘しつつ、裁判体の構成が変わることを見越して、被告準備書面(19)に対する認否をし、敷地内断層に関する争点を整理しました。また、被告に対し、原告準備書面(36)、(37)への認否とF-4、F-11断層上の地層に関する評価の内容を明らかにするよう求釈明をしました。

準備書面(44)では、泊原発の変更許可申請後から現在に至るまでの規制委員会による適合性審査の流れをまとめたうえ、審査の過程で敷地内断層をはじめとする被告の主張の複数の点が受け入れられず、審査が長引いていることを主張しました。

（文責）佐々木 泰平

口頭弁論報告会

今回の口頭弁論は新型コロナの影響で、傍聴希望者34人が抽選となり、一般傍聴は13人となりました。また、報告会への参加は45人でした。

次回口頭弁論　2020年12月15日（火）14：00から　場所／札幌地方裁判所

次々回は未定